1. 各国のインターネットカフェ関連法制の比較表

図表1-1.諸外国におけるインターネットカフェ関連法制一覧表

ドイツ (Federal Republic of Germany)	フランス (French Republic)	イタリア (Republic of Italy)	中国 (People's Republic of China)	韓国 (Republic of Korea)
青少年保護法 (第2条、第3条、第6条)	テロとの闘いに関する、 並びに安全及び国境検 査に関する諸規定に係る 2006年1月23日の法律 (第5条、第6条)	国際テロリズム防止のた めの緊急対策に関する法 律 (第7条)	インターネット接続サービ ス営業場所の管理に関す る条例	情報通信網の利用促進 及び情報保護等に関する 法律 (第44条の5)
青少年保護	テロリズム対策	テロリズム対策	違法・有害情報規制(わい せつ情報、反政府的情報 等)、 青少年保護	違法·有害情報規制(誹謗 中傷情報)
インターネットカフェを含む、遊戯施設の営業者	インターネットカフェを含 む、インターネットアクセ スを公衆に提供する者	インターネットカフェを含む、電話やインターネット を公衆に提供する公共営 業所または民間サークル の所有者または経営者	インターネットカフェを含む、インターネットアクセスサービスを公衆に提供する営業場所の事業者	ポータルサイト、ニュース サイト、コミュニティサイト 等にて電子掲示板を設 置・運用する情報通信 サービス提供者
インターネットカフェの端 ホでコンピュータゲーム やオンラインゲームが利 用可能な場合は、未成年 者の利用を防止するため に年齢確認の義務あり	(具体的な規定なし) (利用者の識別を可能に する情報の保存は必要)	身分証明書の提示	身分証明書などの有効な 証明書の提示	(電子掲示板利用者に対して) オンライン(電子証明書等) または郵送(身分証明書の コピー)、対面での本人確認
-	・利用者の識別を可能にする情報 ・利用された通信端末装置に関するデータ ・技術特性並びに各通信の日時および長さ ・要求されたか利用された補足サービスに関するデータおよびイイダーとのプロバイダー、通信の受信識別を可能とするデータ	・戸籍データ ・身分証明書の種類 ・身分証明書の番号 ・身分証明書のコピー ・身分証明書のコピー ・利用者が使用した端末 ID、通信日時、および利 用サービスの種類に関するデータ	・身元情報 ・インターネットのアクセス 情報	・氏名 ・住所 ・名誉毀損紛争調停部が 定めるその他の情報
-	1年間	2007年12月31日まで(時 限立法であるため)	60日間	6か月間
上述の規制あり	-	-	入店禁止	-
インターネットカフェが遊戯場とみなされる場合は管轄官庁による遊戯場営業許可、飲食店とみなされる場合は飲食店営業許可を取得することが必要	不明	警察署長の許可が必要	県以上の地方政府の文 化行政部門へ申請し「イ ンターネット文化営業許 可証。を取得後、工商行 政管理部門へ登録し営業 許可証を取得することが 必要	市や区への登録が必要
(児童または青少年に一般利用者向けの遊戯場等への立ち入りを許可した場合)5万ユーロ以下の罰金	- (本人確認義務の具体的 な規定なり)	-	警告及び1万5千元以下の科料。情状が重い場合、営業停止及び整頓。 あるいは「インターネット文化営業許可証」の取り 消し	3千万ウォン以下の過怠 料(間接罰規定)
8269万人	6050万人	5809万人	13億1584万人	4829万人
3750万人	2615万人	2800万人	1億1100万人	3301万人
45.4%	43.2%	48.2%	8.4%	68.4%
54.5%	57.9%	54.2%	4.1%	54.5%
66.6%	59.0%	43.1%	26.6%	49.2%
95.8%	79.4%	124.3%	29.9%	79.4%
3万4580ドル	3万4810ドル	3万10ドル	1740ドル	1万5830ドル
	(Federal Republic of Germany) Federal Republic of Germany	(Federal Republic of Germany) (French Republic) (第2条、第3条、第6条) (第2条、第3条、第6条) (第5条、第6条) (第5条、第6条) (第5条、第6条) (第5条、第6条) (第5条、第6条) (第5条、第6条) (第5条、第6条) (月少ターネットカフェを含む、近夕ーネットカフェを含む、近夕ーネットカフェを含む、近夕ーネットカフェを含む、近月中間 (月間 中間 では、まなり、	(Federal Republic of Germany) (French Republic) (Republic of Italy) (第2条、第3条、第6条) (第2条、第3条、第6条) (第2条、第3条、第6条) (第5条、第6条) (第5条、第6条) (第7条) (第7を) (第7を)	(Ferdent Republic of Cermany)

(人口、インターネットユーザー数等の統計データの出典:(財)日本ITU協会「ワールドICTビジュアルデータブック2007」)